

魚沼市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要綱

(設置)

第1条 この分科会は、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項に規定される運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、魚沼市地域公共交通協議会規約第13条の規定に基づき、運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 分科会は、次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の協議運賃に関すること。
 - (2) その他分科会が必要と認める事項。
- 2 分科会は、協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者毎に協議を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、次の各号に掲げる団体等に所属する者により構成する。

- (1) 魚沼市市民福祉部
 - (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
 - (4) 魚沼市地域公共交通協議会長が住民の意見を代表する者として指名する者
- 2 分科会の委員の任期は、前項第2号に掲げる者にあつては当該協議運賃に係る協議が終了するまでとし、その他の者にあつては、魚沼市地域公共交通協議会の委員の任期と同様とする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から施行する。